

## お申込みおよび利用に関する重要事項

### 第1条（銀行等が行う為替取引ではないことの説明）

- (1) 株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行する MoneyT Global（以下「本カード」といいます。）は、銀行等が行う為替取引のための商品ではありません。
- (2) 本カードは、預金もしくは貯金又は定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。
- (3) 本カードは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第55条に規定する保険金の支払いの対象とはなりません。
- (4) 本カードの会員（以下「会員」といいます。）の保護のための制度として、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づく履行保証金制度が設けられています。当社は、本カードの発行にあたり、以下の内容で供託をしています。  
（供託等の方法） 金銭による供託  
（供託所） 大阪法務局
- (5) 会員は、資金決済に関する法律に定める権利の実行の手続きにおいて、カード残高分の金額につき履行保証金から還付を受ける権利を有します。

### 第2条（その他本カードの重要事項）

- (1) 本カードの利用にあたっては、本重要事項とあわせて「会員規約（個人利用プラン）」が適用されるものとします。
- (2) 本カードについて、チャージ専用口座への入金可能な金額の限度額は、1回の入金につき100万円までとします。なお、当社は、会員が入金可能な金額、ATMからの引出し可能な金額及び加盟店での商品の購入に利用可能な金額その他当社が定めた利用可能な金額について、限度額を設定する場合があります。なお、ATM及び加盟店において、当社が設定した限度額と異なる利用制限金額が独自に設定されている場合、会員は、本カードを当該利用制限金額の範囲内で利用できるものとします。
- (3) 会員がチャージ専用口座に入金手続きを行ってから、本カードをATM又は加盟店で利用できるまでの標準履行期間は、会員より指定された入金方法により異なります。
- (4) 本カードの利用にあたって会員が負担する手数料は、「会員規約（個人利用プラン）別表1」で定めるものとします。
- (5) 会員が本カードを国外で利用する場合において、円以外の通貨にかかるカード残高が利用額に対して不足している場合は、会員は、円にかかるカード残高から当該カード残高の範囲において本カードを利用することができるものとします。この場合の為替レートは、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa」といいます。）所定の処理時点で、Visaが適用する当該通貨の円交換レートによるものとし、これに国外利用に伴うお取

引手数料/ご利用手数料を加算した金額をカード残高から控除されるものとします。

- (6) 本カードの有効期限は、本カードの券面に記載します。
- (7) 会員は、有効期限内に本カードの中途解約を希望する場合、当社に払い戻しに関する連絡を行い、会員が本カードを切断する等利用不能な状態にしたうえで本カードの中途解約を行い、カード残高の払い戻しを受けることができるものとします。なお、中途解約をする場合、会員は、当社に対して規約に定める払戻手数料を支払うものとします。また、カード残高の返金については、原則として指定口座に対する振込みの方法によるものとします。この場合において、振込手数料が発生する場合は会員がこれを負担するものとし、当社はカード残高からこれらの手数料を控除した額を会員の指定口座に振り込むものとします。
- (8) 会員は、会員専用サイト (<https://memb-web-moneytg.aplus.co.jp/>) にアクセスすることにより、カード残高を確認することができます。
- (9) 会員は、本カードを利用する際に、暗証番号が必要になる場合があります。
- (10) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する会員は、当社の求めに応じ、国籍、適法な在留資格および在留期間を保持している旨を、当社所定の証明書又は書類を当社に対して提示又は提出することにより、届け出るものとします。
- (11) 各規約の法的効力を持つ正本は日本語によるものとし、その他の言語に翻訳したものは法的な効力を持ちません。
- (12) 本カードは第三者宛の送金を目的とすることのご利用はできません。

### 第3条 (不正利用についての補償方針)

#### 補償の内容

本カードの紛失または盗難、ユーザーID等の盗取又は詐取などにより、それらが第三者に不正に利用された方への補償制度をご用意しております。

#### 補償の条件

- (1) 不正利用による損害を確認した場合、直ちに当社および警察にご申告いただくこと
- (2) 不正利用による損害を確認した日から30日以内に、当社所定のお手続きをしていたこと
- (3) 被害拡大の防止措置および事実確認、被害状況等の調査にご協力いただくこと
- (4) ご家族、同居人などの使用による損害でないこと
- (5) 申告者、その家族、同居人などの故意若しくは重大な過失、法令違反行為がないこと
- (6) 申告内容に虚偽がないこと
- (7) 第三者に盗取・詐取された情報等について、管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がないこと
- (8) 当社に申告がなされた日から遡って90日より前の不正利用に起因する損害でないこと

(9) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた損害でないこと

(10) 銀行その他の金融機関等から当該不正利用により生じた損害額に相当する金額の補てんを受けないこと（受けていないこと）

補償の金額

全額補償

※上記、補償の条件を満たしている必要があります。

補償申請方法

不正利用による損害が確認できるもの（GAICA ご利用履歴など）をお手元にご用意の上、お電話でお問い合わせください。別途、補償申請のお手続きが必要です。

お問い合わせ先

トラベルデスク東京

カード紛失・盗難専用：03-3865-8510（有料）

受付時間：24時間・年中無休

MoneyT Global コールセンター

サービスやご利用方法などのお問い合わせ先：03-3865-5614（有料）

受付時間：9：00～21：00（平日） / 9：00～17：00（土日祝）

第4条（本重要事項の変更）

当社は、本重要事項に定める条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。